

保育士資格取得を目指す皆様へ

令和3年度保育士修学資金(家賃)貸付事業 (石見・隠岐地域等出身学生向け)のご案内

県内の指定養成施設に在学し、卒業後に島根県内の対象地域での保育所等で保育士業務に従事しようとする方へ、**家賃の貸付**を行います。
貸付後、**県内の対象地域で3年間保育所等で勤務されると全額返還免除**します。



対象者

次のいずれの要件も満たしている方が対象です。

- ① 高等学校卒業時、下記の対象地域に居住している方
- ② 島根県内の養成施設等で修学する方。
- ③ 養成施設を卒業後に保育士となり下記の対象地域の保育所等(免除対象施設)において、保育の業務に従事しようとする方。

対象地域

浜田市、益田市、大田市、江津市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

貸付金額・期間

○貸付金額

月額一律 40,000円

○貸付期間

貸付期間は2年間を限度とします。ただし、修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合であっても、貸付額の範囲内であれば、修学期間を貸付期間とすることができます。

ポイント

島根県の対象地域で保育士として3年間引き続き勤務された場合は**貸付金の全額を返還免除**します。ただし、保育士修学資金と併用する場合は5年間引き続き勤務された場合、貸付金の全額を免除します。

☛ 申請様式や要件の詳細については、募集要項をご覧ください。(ホームページに掲載予定)

応募方法・提出書類

以下の必要書類をご準備の上、下記提出先にご提出ください。

- ①家賃貸付借入申込書(様式第1号)
- ②住民票の写し(世帯全員分)
- ③就学意欲・就労意思等確認書(様式第2号)
※借入申込者が高校生以外の場合
- ④連帯保証人の所得証明書
※連帯保証人が別世帯の場合
- ⑤賃貸契約書の写し
- ⑥高等学校の卒業証明書の写し

貸付予定人数

25名程度

募集期間

令和3年4月以降より順次

お問合せ・申請書提出先

島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係
〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F
TEL:0852-32-5953 FAX:0852-21-0798

申請書・募集要項掲載ページ <https://www.fukushi-shimane.or.jp/>

島根県社会福祉協議会

検索